

事業者の皆様！準備はお済みですか？

# 2019年10月1日から消費税・地方消費税の **軽減税率制度** がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 **10%** と、  
・飲食料品(酒類・外食を除く)  
・新聞(定期購読契約された週2回以上発行されるもの)  
に係る軽減税率 **8%** について

帳簿・請求書・レシート等の記載を  
複数税率に対応させる必要があります。

**CHECK** 全ての事業者の方に関係があります！

飲食料品等の販売がない場合でも、  
例えば、飲食料品等の仕入があれば、  
帳簿上、軽減税率対象である旨を明記  
する必要があります。

8% 10%



詳しくはこちら [軽減税率 国税庁](#)



レジや受発注・請求書管理システムの  
導入・改修が必要となる場合があります。

**CHECK** 軽減税率対策補助金が拡充されました！

中小企業・小規模事業者等の方向けに  
複数税率対応レジの導入等を支援  
します。ぜひご活用ください。

8% 10%



詳しくはこちら [軽減税率対策補助金](#)



制度についてのお問い合わせ

●消費税率軽減税率電話相談センター (フリーダイヤル) ☎ 0120-205-553

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。  
\*ナビダイヤル0570-030-456(通話料がかかります)もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局 (フリーダイヤル) ☎ 0120-398-111

受付時間は平日午前9時から午後5時まで。

## プレミアム付商品券について

### ◎対象の方

- ①2019(令和元)年度の住民税が課税されていない方(住民税課税者の扶養に入っている方や生活保護受給者の方等を除く)
- ②2016(平成28)年4月2日から2019(令和元)年9月30日までに生まれた子のいる世帯の世帯主の方

### ◎購入引換券交付申請書について

①に該当すると思われる方には7月にプレミアム付商品券の購入引換券交付申請書を送付しています。商品券の購入をご希望の方は、申請書に必要事項を記入の上、2019(令和元)年11月29日(金)までに同封の返信用封筒に入れて鏡野町役場保健福祉課まで郵送してください。(保健福祉課窓口でも受付可能です。)

### ◎購入引換券について

- ①の申請書を提出された方と②に該当する方には9月下旬以降に順次商品券の購入引換券を送付します。購入引換券には商品券取扱店の一覧表を同封する予定です。  
※申請書を提出された方でも審査の結果、購入引換券を送付できない場合があります。

### ◎商品券について

#### 販売期間

2019(令和元)年10月1日(火)～  
2020(令和2)年1月31日(金)  
(※鏡野町本町庁舎で販売します。)

#### 使用可能期間

2019(令和元)年10月1日(火)～  
2020(令和2)年2月29日(土)

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 担当:片田・久常 電話(0868)54-2986